



# 75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

## 助成額および有効期限

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2,000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目以降は同様のものを、8,000円で販売します。
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から令和4年3月末までです。



## 対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方(昭和22年4月1日以前に生まれた方)

## ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡しください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。



### ■タクシー会社

御坊第一交通	☎22・3366
川上タクシー	☎24・0200
中紀河南タクシー	☎24・1001
港タクシー	☎65・3100

愛あいケアタクシー	☎20・1090
印南交通	☎42・0105
南部タクシー	☎0739・72・2133
介護タクシーふくしん	☎20・5272

### ■バス会社

熊野御坊南海バス	☎22・1020
----------	----------

中紀バス	☎65・2222
------	----------

【お問い合わせ先】いきいき長寿課 ☎63・3807



詳しくはホームページへ

中退共 検索

お問合せはお気軽に

(独)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03)6907-1234

FAX (03)5955-8211

パートタイマーさんや  
家族従業員も加入できます

簡単

社外積立で  
管理も簡単  
納付状況や退職金試算額を  
事業主さんにお知らせします。

有利

掛金は全額非課税  
手数料もかかりません。

安全

国の制度だから安心  
新規加入や掛金を増額する場合、  
掛金の一部を国が助成します。

中退共の  
退職金制度なら

退職金  
社長の決断、  
応援します。

# 令和3年分所得税申告相談 2月16日から



お問い合わせ  
☎63・3802

令和3年分の所得税の申告相  
談受付が、2月16日(水)から始  
まります。申告される方は、必ず  
正しい申告を行ってください。

## 申告しなければならぬ方

- ① 事業所得や不動産所得などが  
ある方
- ② 給与所得のある方で、次に該  
当する場合

- ▼ 令和3年中の給与収入が、2  
000万円を超える場合
- ▼ 給与を1か所から受け、地代・  
家賃などの収入があり、給与  
所得や退職所得以外のこれら  
の「所得の合計額」が20万円を  
超える場合

## ▼ 給与を2か所以上から受けて

いる方で、主たる給与以外の  
給与の収入金額と給与所得お  
よび退職所得以外の所得の金  
額の合計が20万円を超える方  
確定申告が必要な方で申告を  
しなかったり、誤った申告を  
されますと、後で不足の税金  
を納めていただくだけでなく、  
更に加算税や延滞税を納  
めていただくことになる場合  
がありますのでご注意ください  
い。

## ▼ 確定申告が必要な方で申告を

しなかったり、誤った申告を  
されますと、後で不足の税金  
を納めていただくだけでなく、  
更に加算税や延滞税を納  
めていただくことになる場合  
がありますのでご注意ください  
い。

## 町民税の申告



町民税の申告は、町民税  
や国民健康保険税の課税資料の  
基となるとともに、所得証明書  
の発行や、各種手当ての受給者

資格の判定や支給額の算定など  
をするための資料になります。  
令和4年1月1日現在で日高町  
にお住まいの方は、申告が必要  
です。(申告不要の方もおられま  
すので、ご確認ください)

## 町民税の申告が必要な方

- ・ 勤務する事業所などから、役  
場に給与支払報告書が提出さ  
れない方
- ・ 所得税の確定申告はしないが、  
扶養控除や社会保険料控除、  
医療費控除などを受ける方
- ・ 令和3年中に会社退職などに  
より、年末調整を受けていな  
い方
- ・ 所得税の確定申告は必要ない  
が、雑所得、一時所得、事業所  
得などの所得のある方(農業  
などで町申告の方)
- ・ 前年に収入がなかった方(町  
内在住者の被扶養者は除きま  
す)など

## 町民税の申告が不要な方

- ・ 所得税の確定申告をした方
- ・ 給与のみの収入で、勤務先か  
ら給与支払報告書が提出され  
ている方
- ・ 公的年金のみの収入で、他に  
控除するものがない方
- ・ 収入がなく、同一世帯の家族  
の方が、会社の年末調整また  
は確定申告で扶養親族として  
届出されている方(年少扶養  
も含みます)など

## 受付期間

令和4年2月16日(水)から  
3月15日(火)まで  
(土・日曜・祝日は除く)

## 申告場所および時間

役場 3階大会議室(午前9時  
〜午後4時)(次頁の日程表参  
照)

